

自転車をはじめとする軽車両の反則行為と反則金の額

反則行為の種類		反則金の額(円)	反則行為の種類	反則金の額(円)
携帯電話使用等(保持)		12,000	指定横断等禁止違反	
車 放 遊 反 駐	駐停車禁 止場所等	12,000	車間距離不保持	
	上記以外	10,000	進路変更禁止違反	
	駐車禁止 場所等	11,000	追い付かれた車両の義務違反	
	上記以外	9,000	乗合自動車発進妨害	
遮断踏切立入		7,000	割込み等	
超 速 度	25km以上30km未満	12,000	交差点右左折等合図車妨害	
	20km以上25km未満	10,000	交差点優先車妨害	
	15km以上20km未満	7,000	緊急車妨害等	
	15km未満	6,000	交差点等進入禁止違反	
駐 停 車	駐停車禁 止場所等	9,000	無灯火	
	上記以外	7,000	減光等義務違反	
	駐車禁止 場所等	8,000	合図不履行	※1
	上記以外	6,000	合図制限違反	※1
信号無視	赤色等	6,000	警音器吹鳴義務違反	※1
	点滅	5,000	乗車積載方法違反	
通行区分違反			軽車両整備不良	
追越し違反			自転車制限装置不良	※1
踏切不停止等			泥はね運転	
交差点安全進行義務違反			転落等防止措置義務違反	
環状交差点安全進行義務違反			転落積載物等危険防止措置義務違反	
横断歩行者等妨害等			安全不確認ドア開放等	
安全運転義務違反			停止措置義務違反	
通行禁止違反			公安委員会遵守事項違反	
歩行者用道路徐行違反			通行許可条件違反	
歩行者等側方通過義務違反			歩道徐行等義務違反	※2
急ブレーキ禁止違反			路側帯進行方法違反	
法定横断等禁止違反			並進禁止違反	
路面電車後方不停止			軌道敷内違反	
優先道路通行者妨害等			道路外出右左折方法違反	
環状交差点通行車妨害等			交差点右左折方法違反	
徐行場所違反			環状交差点左折等方法違反	
指定場所一時不停止等			軽車両乗車積載制限違反	
幼児等通行妨害			制限外許可条件違反	
安全地帯徐行違反			原付等牽引違反	
被側方通過車義務違反			自転車道通行義務違反	※2
通行帯違反			警音器使用制限違反	
道路外出右左折合図車妨害				

※1 自転車が対象（自転車以外の軽車両を除く） ※2 普通自転車が対象

◎ 自転車

ペダル又はハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車であって、身体障害者用いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のものです。

◎ 普通自転車

一般に使用されている自転車で、車体の大きさ及び構造が内閣府令で定める基準に適合する自転車で他の車両をけん引していないものをいいます。

・内閣府令：車体の大きさ 長さ190センチメートル以内 幅 60センチメートル以内

車体の構造 4輪以下であること。側車をつけていないこと。（補助輪は除く）

運転者以外の乗車装置を備えていないこと。（幼児用乗車装置を除く）

ブレーキが、走行中容易に操作できる位置にあること。

歩行者に危険を及ぼすおそれがある鋭利な突出物がないこと。

Q
&
A

ルールくんと
マナーちゃんの
教えて

交通安全



2026年4月1日から

16歳以上の自転車利用者に

交通反則通告制度（通称：青切符）

が導入されます！



一般財団法人兵庫県交通安全協会



Podcastはこちらから！



自転車への青切符導入の背景

Q：何故、導入されたことになったのですか？



自転車を安全・安心に利用するために（警察庁）



赤切符とは

Q：赤切符との違いを教えてくれるか？



A：交通事故の総数が減少する中、自転車関連事故は、全国で年間7万件前後と横ばい状態なの。また、自転車乗用中の死亡・重傷事故のうち約4分の3が、自転車側にも法令違反があるのよ。



A：ようするに自転車交通事故と被害に遭われる方を減らすため、悪質な違反者に厳しく注意をするための制度なんだ。自転車も自動車やバイクと同じ「車両」であるという認識を高めて交通安全を促進する狙いがあるんだね。



取締りの対象



Q：誰が対象となるのですか？



A：16歳以上の自転車運転者が対象となるよ。

Q：16歳未満の子どもはどうなるのですか？



A：これまで通り「指導・警告」が中心となり、再び違反をさせないよう、注意喚起が強化されるよ。

谷折り



刑事手続きによる処理

Q：いきなり刑事手続きになる場合ってあるのですか？



A：あります。それは次の場合です。

- ①酒酔い運転・酒気帯び運転・妨害運転、携帯電話使用等交通の危険を及ぼす重大な違反を起こした場合。
- ②反則行為を行い交通事故を起こした場合。
- ③反則行為をして、警察官に検挙されたものの、現場において自らの住所氏名を明らかにしないときや、逃亡したとき。
- ④反則行為をして検挙されたものの、反則行為をしていないとその違反の成立を争うことができます。その場合は、反則金を納付せず、刑事手続きに移行します。



YouTubeの交通安全指導員の「自転車の正しい乗り方」をご覧ください！



自転車の正しい乗り方！



運転免許への影響

Q：違反したら点数が引かれるのか？



自転車運転者講習！



A：自転車の違反は点数制度の対象ではありませんので、自動車の免許に影響することはできません。ただし、運転免許を有している人が、自転車でひき逃げをしたり死亡事故等重大な交通事故を起こしたり、また、酒酔い運転等、特に悪質・危険な違反を犯した場合は、危険性帯有として、最長180日間（6か月）の免許を停止される場合があります。また、自転車で交通違反を繰り返したときには、自転車運転者講習の受講が必要となります。



検挙の対象となる場合

Q：違反切符を切られるのはどんな時？



A：違反切符（青切符）が交付されるのは、「悪質・危険な違反」になります。

- ①ながらスマホ、遮断踏切立入り、自転車制動装置不良など重大な事故につながるおそれが高い違反行為を行った場合。
- ②違反行為によって、歩行者を立ち止まらせたり、他の車両に急ブレーキを踏ませるなど交通の危険を生じさせた場合。
- ③警察官の再三の指導や警告に従わず、悪質な違反を繰り返した場合。



自転車が対象とされる反則行為

Q：どんな違反が対象となるんだ？



自転車が対象とされる反則行為！



A：約113種類の違反行為が対象となります。

主な、違反としては、次のものがあげられます。

- ・信号無視・指定場所一時不停车（一時停止の標識がある場所で止まらない）・携帯電話使用等（保持）（スマートフォンを操作しながら運転する「ながらスマホ」など）
- ・遮断踏切立入り・歩道通行違反（原則禁止されている歩道を危険な方法で走行する）・通行区分違反：（道路の右側を通行する、路側帯を進行方向と逆向きに走るなど）・二人乗り違反（一部例外を除き、二人乗りをする）・無灯火・制動装置不良（ブレーキが利かない自転車を運転する）などです。



取締りの流れ

Q：違反した場合はどうなるの？
取り締まりの流れを教えて？



取締の流れ！



A：警察官が違反行為を現認し、停止を求められるよ。本人確認の後、違反内容の説明を受け、「青切符」と「納付書」が交付され、指定された期日までに、金融機関などで反則金を納付することになるんだね。

青切符とは

Q: 青切符とはどういうものなんだ?



A: 反則行為となる違反の事実が記載された青色の用紙です。この場合、反則金を納付する「納付書」も一緒に交付されるよ。



Q: 納付するお金は、罰金なのか?

A: 罰金ではありません。刑事罰ではないので、反則金となります。この制度は、比較的軽微な違反に対して適用されるもので、指定期間に内に反則金を納付すれば、刑事罰を免れることができます。



反則金の額

Q: 反則金はいくら位なんですか?



自転車が対象とされる
反則行為!



A: 反則金の額は違反行為によって異なりますが、3,000円から12,000円の範囲で設定されているの。

主なものはね、

- ・ながらスマホ: 12,000円・信号無視: 6,000円・右側通行（通行区分違反）: 6,000円・危険な歩道通行（横断歩行者等妨害）: 6,000円・指定場所一時不停止: 5,000円・無灯火: 5,000円・イヤホンの使用、傘差し運転（公安委員会遵守事項違反）: 5,000円・並進の禁止、二人乗り: 3,000円

反則金の納付方法

Q: 反則金はどのように納付すれば良いのか?



A: 違反を認めるときは、取締りの告知を受けた翌日から原則7日以内に、銀行や郵便局の窓口に「納付書」を持参して納付（仮納付）します。仮納付すると、それで終わりとなり、刑事手続きに移行することなく、起訴はされないよ。



仮納付とは

Q: 仮納付をしなかった場合はどうなるの?



A: 青切符に記載された指定の期日に交通反則センターに出頭し、反則金の通告書と納付書の交付を受け、通告を受けた翌日から原則10日以内に、納付書に記載された金額を納付（本納付）します。これを納付しない場合は、刑事手続きに移行することとなるからね。



刑事手続き

Q: 刑事手続きに移行されると、どうなるんだ?



A: 警察官や検察官から出頭を求められ、取調べを受けます。検査の結果、検察官が起訴した場合は、裁判や家庭裁判所の審判を受けることになります。裁判で有罪となると、罰金を納付するなど、いわゆる「前科」が付きますよ。